

「えべつ未来づくりプラットフォーム (EFPF)」に関する協定書

江別市内の札幌学院大学、北翔大学・北翔大学短期大学部、北海道情報大学、酪農学園大学の4校（以下「甲」という。）と江別市（以下「乙」という。）及び江別商工会議所（以下「丙」という。）は、産学官連携・協働による地域貢献と高等教育の活性化を目的とした「えべつ未来づくりプラットフォーム (EFPF)」(以下、プラットフォームという。)を設立し、連携を行うため、次のとおり協定（以下、本協定）を締結する。

(連携協働事項)

第1条 前文の目的を達成するため、プラットフォームにおいて、次の各号に掲げる項目について情報・意見交換を行い、取り組むものとする。

- (1) プラットフォームの中長期計画の策定
- (2) プラットフォーム形成大学等間の単位互換等の取組
- (3) 共同のFD(Faculty Development)・SD(Staff Development)の実施
- (4) 教職員の人事交流
- (5) 地域課題解決のための共同研究
- (6) 施設・設備の共同利用
- (7) 共同IR(Institutional Research)の実施
- (8) 学生募集活動にかかる取組
- (9) 地域の教育支援活動
- (10) 共同の公開講座の企画・実施
- (11) 社会人対象のキャリア形成等の一連の共同プログラム
- (12) 地域への就職促進のための自治体又は産業界との共同の取組
- (13) 地域のリスクマネジメントについての検討
- (14) 大学事務の共同実施
- (15) その他 プラットフォームが必要と認めたもの

(期間)

第2条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙丙いずれかからの特段の申し出がなければ、さらに1年間有効とし、その後も同様に更新するものとする。

(秘密保持)

第3条 この協定により知り得た情報については、この協定の有効期間中及び終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得たときは、この限りではない。

(役割分担)

第4条 この協定に定める連携協働事項を進めるうえでの役割分担は、共同で運営する事務局体制において、甲、乙及び丙にそれぞれ委任される者が協議して決定する。

(この協定にない事項)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙及び丙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 元 年 8 月 5 日

(甲) 札幌学院大学学長

河西邦人

北翔大学・北翔大学短期大学部学長

山谷敬三郎

北海道情報大学学長

翠井 喬

酪農学園大学学長

竹花一成

(乙) 江別市長

と好 昇

(丙) 江別商工会議所会頭

安孫子建雄